

会計年度任用職員の災害時の参集基準について

以下、狛江市災害対策本部の非常配備態勢等について、狛江市災害対策本部運営要綱より引用

震災時の非常配備態勢（表1）

表1

種別	発令の時期	態勢の内容
第4非常配備態勢	(1)震災が拡大し、第3非常配備態勢では対処できないとき。 (2)市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3)その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全組織をもって対処する態勢

夜間・休日等の勤務時間外における初動態勢（特別非常配備態勢 表2）

表2

種別	発令の時期	初動態勢の内容
第3特別非常配備態勢	市内で震度6弱以上又はこれに準ずる震災が発生したとき。	全職員が速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。 なお、初動要員は、あらかじめ指定された避難所等に参集し、情報収集等必要な活動を行う。

風水害時の非常配備態勢（表3）

表3

種別	発令の時期	態勢の内容
第4非常配備態勢	災害が拡大し、第3非常配備態勢では対処できないときその他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全力をもって対処する態勢